

2/19

copy

2/19

送付

令和2年2月19日

西山紀男・美年子 様

○ 年末としめがけに知らせると
いっていたのか

2/19 でいい

○ 美年子 12/1 の返信?

〒852-8151

長崎県長崎市泉2丁目10番17号

辻 恭子

辻 俊雄



ご 連 絡

西山紀男・美年子ご両名から送付された昨年12月1日付および同月26日付の各書状に対し、下記のとおりご連絡差し上げます。

記

第1 令和元年11月30日のやりとりについて

昨年12月1日付の書状では、同年11月30日の紀男・美年子ご両名と辻俊雄・恭子の間でなされたやりとりについて縷々書かれていますが、不正確な記述や誤解に基づく記述が多々見られます。以下では、そのうちのいくつかについて指摘させていただきます。

1 「美年子さんの心には魔物が棲んでいる」等の発言について

この発言の趣旨を理解するためには、背景事情として美年子さんのそれまでの言動や当日のやりとりの内容についてご説明する必要があります。

美年子さんはこれまでも「西山家は精神分裂症の家系である」ということを様々な場面で話されてきました。11月30日には、紀男さん・美年子さんの孫である華世ちゃんにもその兆候が出ており、医師からは同じく「二人の孫である知志君にも出る可能性がある」と言われたという話もされてきました。

また、その日、美年子さんからは、キミエの長女である和子さんや次男の紘二さんの入院先のケースワーカーにまで「西山家の家系のどこに精神

返信
12月
- 28日
辻 俊雄

西山家の家系
精神分裂症

1937 精神
合意 堀
2002年 堀

的な病気が出ているか」を説明したという話も聞かされました。当然のことながら、こうした家系や精神的な病気に関わる事柄は非常にセンシティブな問題ですから、医師ですらない入院先の職員に簡単に明かすべき内容とは思われません。

8月
統合失調
病
おまに
おまに

さらに、その日、美年子さんから、「精神的な病気に華世までなつて」、「知志君が留太郎おじい様の命日に毎月墓参りに行っている」、「華世ちゃんも知志君も浄土真宗のお経を覚えて毎日お経を上げている」という話もありました。ご先祖の供養について口出しするつもりはありませんが、その話を聞いた俊雄は「小さな孫にまで今は知らなくていいような家系の病気のことを知らせるなんて」という気持ちをおぼえました。俊雄が「お義姉さん（美年子さん）の中には悪魔が棲んでいますよ」、「孫を追い込んでいますよ」という発言をしたのはこのような思いからの率直な発言でした。

俊雄の上記発言に対しては、紀男さんから「分裂症の家系のことは孫二人には話していない」という釈明がありました。そのため、俊雄はその場ではっきりと「今の発言は撤回します」、「ごめんなさい」と美年子さんに謝罪しています。恭子も「この人（俊雄）は勘違いしますから」ととりなしてくれましたし、美年子さんも「孫はお母さんの姿を見て真似をしているだけです」と話し、誤解が解けてその場は収まりました。

後でこの
声は
まじり
てはなし
夫も
おまに

昨年12月1日付の書状では俊雄が美年子さんに一方的にきつい言葉をかけ、謝罪もしていないかのように書かれています。上記のとおりこれは全く事実ではありません。

2 「紘二さんに対して差別的な発言をした」との点について

昨年12月1日付の書状には、同年11月30日のやりとりの中で、俊雄が紘二さんに対する差別的な発言をした旨の記述があります。しかし、こうした記述はあまりに一方的な書き方であり、容認できるものではありません。

俊雄は義兄である紘二さんがノイローゼになってしまったという話を聞いて知っていましたが、買い物、墓参り、外食に同行し、自宅でも一緒に酒を飲んで話をするなどの親戚付き合いをしていました。紘二さんがノイローゼになってしまった経緯を恭子から聞かされ、不憫に思い、同情して

いましたが、彼を蔑む気持ちや悪く思う気持ちなどは毛頭ありません。

紘二さんは精神的な不調の影響で外目には奇異に映る面もありました。紘二さんと買い物や食事に行くときはキミエや恭子もいつも一緒でしたから、彼と同行しているときに恭子の友人と出会うこともありました。昨年11月30日に俊雄が話したのは、「そのような場面で恭子が気まずい思いをしたのではないか」ということです。あくまでも恭子の当時の心情を思っている発言であり、紘二さんのことを揶揄したり、見下したりする意図での発言ではありません。

3 「母と同居して離島に行けなかったから校長になれなかった」との点について

昨年12月1日付の書状には、俊雄が「母と同居して離島に行けなかったから校長になれなかった」という話をしたとあります。俊雄が「校長になれなかった」という話をしたこと自体は事実ですが、記述に不正確な部分があり、俊雄の真意も伝わっていないようですので、この点についても指摘させていただきます。

まず、俊雄は単身赴任で五島商業高校に6年間赴任をしたことがありません。校長になることができなかったのは、更に妻と同伴で離島にある学校に赴任する必要があったところ、これをしなかったためです。

上記書状の書き方では、まるで「俊雄が校長になれなかった理由をキミエのせいにしてている」かのように読めますが、それは俊雄の真意と全く異なります。俊雄は妻と同伴で離島校に赴任しなかったことを後悔していません。それは義母であるキミエと一緒に暮らすことができたこと、そして子どもたちとも同居し、転校せずに高校・大学進学に専念させてやれたことを良かったと思っているからです。俊雄が「出世より家族が大事だ」と話したことはお二人もご記憶のはずです。

第2 紘二さんの葬儀について

昨年12月1日付の書状には、同年3月の紘二さんの葬儀を紀男さんが取りまとめたと書かれていますが、これも事実とは異なります。

紘二さんの葬儀は、御遺体の搬送から葬儀場との打合せなどの葬儀全般だけでなく精進落としに至るまで、全て恭子・俊雄が取り仕切りました。

紀男さんは喪主であるキミエの代理として挨拶をされましたが、それだけです。紀男さんからは葬儀に参列するために2日間の延期の申し出があり、そのために葬儀費用や私たちの宿泊日数も増えました。葬儀社である平安社の担当者・筑紫公介氏には紀男さんによる度重なる変更要求で大変なご苦勞をおかけしてしまったと申し訳なく思っています。

第3 キミエと同居することになった経緯および同居生活の費用について

1 同居の理由について

昨年12月1日付の書状には、キミエが美年子さんに同居の理由について「俊雄さんが竜也君を長崎の高校に入れたいので、同居した」と書かれています。しかし、これは全くのたがひであり、キミエがそのようなことを美年子さんに本当に話したということも信じられないほどです。

俊雄・恭子の長男である竜也は当時、長崎市には学友、友人もおらず、誰一人知った人のいない長崎市の高校に進学する希望など持っていませんでした。

また、大学進学を見据えた学校のレベルという点からも、私たちが竜也を長崎市の高校に進学させたいと考える理由は全くありません。諫早市内にある県立2高校と長崎市内の県立5高校には学力の面でほとんど差はありませんでした。実際、私たちの長女である朱美が通っていた諫早市内の県立西陵高校では、朱美と同じ学級の同級生が東京大学法学部に現役合格して入学していますし、竜也の最も親しい学友も県立西陵高校から京都大学に現役合格・入学しています。

さらに、長崎市内の県立5高校では総合選抜制がとられており、事前に入学する高校を指定することはできません。竜也は長崎県立西高に合格し、入学できましたが、もし南高、東高、北高になっていたら通学が不便で、定期代も非常にかさむことになっていたでしょう。

「私たちが竜也を長崎の高校に入学させるためにキミエとの同居を選んだ」ということがいかに事実と離れた話かがおわかりいただけるはず。上記書状には俊雄が「竜也を長崎の高校に入れたいから、諫早から長崎に転居したい、とお母さんに話したら、お母さんも一人暮らしの不安や寂しさがあるので、一緒に住もう、と言うことで合意した」ということも書かれています。これも事実ではありません。俊雄がこのような発言をしたこ

とは一度もありません。

私たちがキミエと同居することにしたのは、体調が悪く心細い思いをしていたキミエから私たちと一緒に住みたいという希望があったからです。キミエと二世帯で同居することは、葉山のアパートで仮住まいを始める前にキミエから紀男さんにも電話で報告してもらっています。これを聞いた紀男さんからは恭子に「お前が財産を全部取るつもりか」という怒りの電話がかかってきましたが、私たちは純粋にキミエの希望を聞いてあげたという認識しかなく、大変驚きました。

2 「喜々津の土地などを売って、二世帯住宅の費用3500万円を渡した」等の点について

昨年12月1日付の書状には、以下に述べるとおり、キミエと俊雄・恭子家族の二世帯住宅の費用に関しても事実と異なる記述があります。

(1) キミエが所有していた土地の売却代金

キミエは所有していた土地を以下のとおり平成2年に売却しています。

①諫早市城見町の土地（123㎡）

売却代金	27,900,000 円
仲介手数料	897,000 円
差額	27,003,000 円

②西彼杵郡多良見町の土地（267㎡）

売却代金	12,110,000 円
仲介手数料	423,000 円
差額	11,687,000 円

上記①、②の差額合計は3869万円となりますが、いずれについても売却の際にかかった税金を差し引くと実際に手許に残った金額はもっと少なくなるでしょう。紀男・美年子両氏の書状にある「土地を売って得た3500万円」というのは、推測するにキミエが上記各土地を売却して受け取った実質手取金額のことではないかと思えます。

(2) 紀男さんに対する合計2075万円の援助

この土地の売却代金約3500万円をキミエがどのように使ったのかというと、まず、275万円を紀男さんが購入したマンションの頭金の利息に支払っているはずですが。キミエは、私たちに「平成2年の11月中頃、紀男からマンションの頭金の利息を払わなければならないので275万円を援助してほしい」と言われ、振込用紙が入った手紙が送られてきたので支払ってあげたと具体的に説明していました。キミエは私たちにいつも「紀男には諫早の土地を売ってお金はやっどつと」と言っていましたから、これは間違いのないことだと思います。

また、平成30年11月29日に紀男さんが私たちのところに来宅された際に恭子が「お母さんは紀男にお金を送ったと言っていたよ」と問うたところ、紀男さんは「1800万円を、600万円ずつ3回に分けて別々の銀行に振り込んでもらった」と明言されていました。この1800万円も上記各土地の売却代金の残りから支払ったものと思います。

つまり、私たちが把握している限りでもキミエさんは紀男さんに対して275万円+1800万円=2075万円を渡していたことになります。

(3) 二世帯住宅の費用

私たちがキミエと同居するために建てた二世帯住宅の建築費用は合計3159万円です。このうち1800万円については俊雄が住宅金融公庫から借り入れて支払いました。キミエはその残りである1359万円を支払っています。

したがって、「土地を売って得たお金から二世帯住宅の費用3500万円を支払った」というのは全く事実と異なることがおわかりいただけると思います。実際には二世帯住宅の建築費用は半分以上、俊雄の借入れでまかなっています。上記のとおりキミエが得た土地売却代金を3500万円とすると、そこから紀男さんへの援助額2075万円を差し引いた残りの金額は1425万円となりますから、その中から二世帯住宅の建築費用に充てた部分があるとしてもその金額は上記の1359万円です。

そのほか、二世帯住宅での生活のためにキミエはそのほかに家具や電化製品の一部も購入していますが、合計しても140万円に満たない金額で

すし、そのうち30万円は俊雄の母である文子から新築祝金としてもらったお金を後で恭子を通してキミエに渡してあります。

第4 「花みずき」入居後の費用等の負担について

昨年12月1日付の書状には、キミエが介護施設「花みずき」に入所した後に二世帯住宅の水道光熱費やNHK料金などの公共料金をキミエの口座から引き落としを続けていた点について「横領に該当する」という記述があります。この点については、キミエの成年後見人に就任いただいている安部高樹司法書士にもすでに説明しているとおりでありますが、正当な理由のあるものであり、「横領」などと責められるべきいわれのあるものではありません。

まず、「花みずき」入所前の二世帯住宅の公共料金の支払いについては、キミエと恭子が半分ずつ負担する約束で支払いを行っていました。なお、ガス料金に関しては、俊雄名義の口座からの引落としであり、使用量の半分をキミエに負担してもらっていました。

キミエは二世帯住宅への引越前後を問わず、恭子に対し、事あるごとに「あと二人（和子・紘二）も最後まで面倒を見てくれたら、墓場まで何も持って行く必要はないから、あんたにやっとな」と言っていましたし、「花みずき」の入所前も恭子に「通帳はあんたに預けるけん、あんたが思うように使おうて良かとよ。亡くなった後はあんたにやるけん」と言い、これに対して恭子は「お母さん、安心して良かとよ。最後まで面倒見るけん」と答えています。このようにキミエは財産に関して恭子に全幅の信頼を寄せて任せており、このことは「花みずき」入所後も基本的に変わっていません。

こうしたキミエの承諾を前提として、私たちは水道光熱費をキミエの口座から引き落とすようにしておりました。これは単にキミエから「思うように使ってよい」と言われたからというだけでなく、「花みずき」入所後は排泄物のついたキミエの洗濯物が以前にも増してたくさん出るようになり、入念な洗いとすすぎを要する洗濯の頻度が格段に増えたということにもよります。梅雨時や夏・秋の長雨の時期、冬の曇天のときなど、こうした大量の洗濯物を乾かすためにエアコンやガス暖房の使用量も増えました。キミエの身の回りの世話を滞りなく続けていくためにも水道光熱費を

キミエに負担してもらうのは何も不当なこととは思われません。

NHK 受信料に関しては、そもそも「テレビのBSが観たい」というキミエの強い希望によるものだったという背景があり、キミエに負担してもらっていました。平成20年にテレビを新調した際、BSが映らなかったの
で、NHKに問い合わせ、受信契約者であるキミエが施設に入所していることを説明すると、NHKの窓口の担当者からは「施設でテレビを観ているのであれば受信料は払ってください」と言われたので、そのまま支払いを続けたというのが経緯です。このことは恭子が入所先のキミエにも報告しましたが、キミエの返答は「良かったね」というものであり、自分が受信料を負担することに異を唱えることはありませんでした。「花みずき」の職員の方に聞いても、入所されている方でNHKの受信料の支払いを続けているケースは珍しくないそうです。

紀男・美年子ご両名の書状には、「花みずき」への入所に際し、キミエにはお金を管理する能力が一切なくなっていたかのような記述があり、これをもってキミエが二世帯住宅の公共料金を負担したことが「横領」だと結論付けているようです。しかし、「花みずき」に入所する前、そして入所後も長期にわたってキミエはお金のことについて十分な判断能力がありました。少なくとも、水道光熱費の負担やNHKの受信料といった身近なお金の問題については問題なく理解できており、だからこそ私たちもキミエの言葉に従って公共料金を負担してもらっていたのです。

第5 墓の移設費用について

昨年12月1日付の書状には、西山家の墓を横浜に移した費用についてキミエが負担すべきであると主張されています。この点については、現在、西山家の祭祀を承継しているキミエの意思と希望を抜きに考えることはできないと考えます。

キミエは私たちに「墓を移すのには反対だ」と明言していました。横浜という遠方に墓を移せばキミエがお参りに行くことも極めて難しくなりますから、これは当然のことです。

また、昭和52年5月に西山家の墓がまとめられ、建立式が終わった数日後に私たちがキミエと当時存命であった留太郎と話をした際、留太郎からも「紀男は当てにならんし、当てにもしとらん。恭子にこの家と財産は

やる」という言葉をいただき、恭子は「しっかり面倒を見ます」と答えています。西山家の墓についても留太郎らから、「面倒を見てほしい」と言われ、これを承諾しました。キミエ同席のもとでこのようなやりとりが行われていた以上、西山家の墓を横浜に移すことがキミエ、ひいては先代の当主であった留太郎の遺志にも反することは明らかです。

このようにキミエから承諾を得ていないばかりか、明確に反対されていた横浜への改葬にかかった費用をキミエに請求できるいわれはないはずで

第6 仏壇の移設について

上記書状の中では西山家の仏壇についてもキミエの費用負担で横浜に移すべきだと述べられています。しかし、この点についても現在、祭祀を承継しているキミエの意思と希望を第一に考えるべき問題だと考えます。

仏壇について、キミエは恭子に対して「あなたの好きにしてよい」と述べていました。キミエの意思を汲み、少なくとも存命の間は自宅に仏壇を置いておくのが適切だというのが私たちの意見です。

第7 辻竜也に対する書状の送付について

紀男・美年子ご両名は昨年末、私たち夫婦のみならず、私たちの息子である辻竜也にも書状を送付しております。その書状の中には、精神分裂症を遺伝病と位置付けた上で西山家の家系にそうした遺伝病が伝わっていることをうかがわせる記述があります。

このように家系や精神的な疾患を結びつけることが非常にセンシティブな問題であることは本書面において前述したとおりです。竜也は結婚して私たちとは別の家庭を築いている身です。そのような竜也に対し、当人にとってどうすることもできない家系のことを書き連ねた書状を送ることがどのような意味を持つかきちんと理解されているでしょうか。その書状は竜也だけでなく竜也の奥さんや親族の目に触れてしまうおそれもあります。

竜也に対して上記のような書状を送られたことは西山家の家系に属する恭子のプライバシーを侵害し、名誉を傷つける行為といえます。末筆ながら本書面をもって厳重に抗議するとともに、今後このような軽率な行為を

二度と行うことのないよう強く要請致します。

なお、キミエの財産の問題に関係していることや紀男氏・美年子氏の書状の送付先となっていることなどを考慮し、本書面の写しはキミエの成年後見人である安部高樹氏と西山円・敬子両氏にもあわせて送付していることを申し添えます。

以上